

2016年10月7日

精 華 町
西日本電信電話株式会社京都支店

避難所における特設公衆電話の設置・利用に関する協定締結について

精華町(町長:木村 要)と西日本電信電話株式会社京都支店(支店長:佐々木 康之、以下「NTT西日本京都支店」)は、災害発生時における特設公衆電話^{※1}の設置及び利用・管理等に関する協定を、2016年10月11日(火)に締結いたします。

調印式及び協定の概要は、以下の通りです。

※1 災害時における避難住民に対する迅速かつ確実な通信手段の早期提供を図るために、自治体が管理する避難所等へ設置される事前設置型公衆電話

1. 協定調印式について

- (1) 日 時 2016年10月11日(火) 14:30～
- (2) 場 所 精華町役場 庁舎5階 町長室
(住所) 京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻70番地
- (3) 出席者 精華町長/木村 要
NTT西日本京都支店長/佐々木 康之

2. 協定内容

特設公衆電話(事前設置)の設置について

(1) 概要

特設公衆電話(事前設置)は、市町村等の要請に基づき避難所等に事前に回線を構築します。
避難所等が開設された際には施設管理者により電話機が設置され利用可能となります。

(2) 設置場所及び回線数

精華町指定避難所等:10ヶ所(最大)
回線数:計21回線(最大)

※具体的設置場所等は、別紙の「特設公衆電話設置一覧」を参照ください。

(3) 設置開始時期

協定締結後準備が整い次第、順次設置工事を開始します。

3. 特設公衆電話の開設

特設公衆電話の開設が必要となった場合は、精華町の判断により利用を開始することができます。
尚、特設公衆電話の利用後、精華町はNTT西日本京都支店に対し施設場所・期間について連絡を行います。

4. 特設公衆電話の利用方法

特設公衆電話の開設後、避難された方々は、無料をご利用いただけます。

注1：特設公衆電話は発信専用となります。着信用として利用することはできませんのでご注意ください。

5. その他

N T T 西日本京都支店では、引き続き府内各市町村への特設公衆電話事前設置に向けた取り組みを進めてまいります。

※ニュースリリースに記載されている内容は、報道発表時のものです。最新の情報と内容が異なる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

以 上

【別紙】

特設公衆電話設置一覧(町指定避難所等)

No.	避難収容施設	所在地	設置予定台数
1	川西小学校	精華町大字北稲八間小字畑ヶ田 15 番地の 1	2
2	山田荘小学校	精華町桜が丘二丁目 22 番地の 1	2
3	精北小学校	精華町大字下狛小字河原田 44 番地	2
4	東光小学校	精華町光台七丁目 43 番地	2
5	精華台小学校	精華町精華台一丁目 2 番地の 1	2
6	精華中学校	精華町大字南稲八妻小字丸山 7 番地	2
7	精華南中学校	精華町桜が丘二丁目 3 番地の 1	2
8	精華西中学校	精華町光台九丁目 1 番地	2
9	精華町立体育館 コミュニティーセンター	精華町大字下狛小字神ノ木 8	3
10	精華町地域福祉センター かしのき苑	精華町大字南稲八妻小字砂留 22 番地 1	2
合 計			21